

動薬協会発 33号  
平成26年5月14日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
( 公 印 省 略 )

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



26消安第884号  
平成26年5月12日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省 消費・安全局長



感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第4条の規定に基づき、平成26年5月12日農林水産省告示第648号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたので、お知らせいたします。

ついては、このことについて御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



# 官報

印刷 集印 編集  
刷印 立人 行政 独立

## 目次

### 〔省 令〕

○独立行政法人奄美群島振興開発基金  
に関する省令の一部を改正する省令  
(財務・国土交通二)

### 〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団  
体の届出事項の異動の届出があつた  
ので公表する件(総務一八一)  
○戸籍が滅失した件(法務二二二)  
○難民認定証明書が効力を失つた件  
(同二二二)

○感染症の病原体を媒介するおそれの  
ある動物の輸入に関する規則第四条  
の規定に基づき、同条の表の輸入可  
能地域のうち第二号に掲げる地域の  
項の下欄第一号及び第二号の農林水  
産大臣が指定する施設を定める件の  
一部を改正する件(農林水産六四八)  
○少数生産車の型式を承認した件  
(経済産業・国土交通・環境一五)  
(二二)

○国土交通省所管の補助金等の交付に  
関する事務の一部を都道府県の知事  
が行うこととなつた件の一部を改正  
する件(国土交通五三九)

○砂防法第二条の土地を指定する件  
(同五四〇～五四二)

○海上における射撃訓練を実施する件  
(防衛八六〇九二、九七、九八)

○海上における射撃訓練等を実施する  
件(同九三〇九六)

○道路に関する件  
(近畿地方整備局八八九)

○道路に関する件  
(九州地方整備局一二三)

○住宅の品質確保の促進等に関する法  
律の規定により登録住宅性能評価機  
関の代表者名等を変更した件  
(北海道開発局七九)

○都市計画に関する件  
(沖縄総合事務局三四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

財務省 栃木県 埼玉県 東京都 神  
奈川県 三重県 兵庫県 広島県 愛  
媛県 大阪府

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十六年年度浄化槽管理士試験の実  
施について(環境省)

〔公 告〕

諸事項

官庁  
建設業の許可の取消処分関係  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、特別  
清算、再生関係

特殊法人等  
厚生労働省共済組合定款の一部変  
更、企業年金基金変更関係  
会社その他

## 省 令

○財務省令第二号

○国土交通省令第二号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振  
興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成二  
十六年法律第六号)の施行に伴い、独立行政法人  
奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正  
する省令を次のように定める。  
平成二十六年五月十二日

財務大臣 麻生 太郎

国土交通大臣 太田 昭宏

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関す  
る省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省  
令(平成十六年財務省令第三号)の一部を次  
のように改正する。

第二条第一号中「第十七条第一号」を「第五十  
条第一号」に改め、同条第二号中「第十七条第二  
号及び第三号」を「第五十条第二号及び第三号」  
に改め、同条第三号中「第十七条第四号」を「第  
五十条第四号」に改める。

第九条第一項第一号中「第十七条第一号」を「第  
五十条第一号」に改め、同項第二号中「第十七  
条第一号及び第三号」を「第五十条第二号及び第三  
号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項」を  
「第五十一条第一項」に改める。

第十三条中「第二十条第一項」を「第五十三  
条第一項」に改める。

第十四条中「第二十一条第一項」を「第五十四  
条第一項」に改める。

附則  
附則第一条から第四条までを削る。

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第百八十一号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第百九十四号)第七十七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七十七条の第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年五月十二日

総務大臣 新藤 義孝

政 党

政治団体の名称 異動事項 新

日本共産党中央委員 会計責任者の 岩井 鏡也

会 氏名 上田 均 一六、三、三

みんなの党 代表者の氏名 浅尾慶一郎 一六、四、二二

○法務省告示第百三十一号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一 当該戸籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出る。

二 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えなく。

○農林水産省告示第百四十八号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成十一年農林水産省令第八十三号)第四条の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年五月十二日

農林水産大臣 林 芳正

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表カンボジア・アニマル・フリーディング・リサーチ・センターの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表カンボジア・アニマル・フリーディング・リサーチ・センターの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表カンボジア・アニマル・フリーディング・リサーチ・センターの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表カンボジア・アニマル・フリーディング・リサーチ・センターの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表カンボジア・アニマル・フリーディング・リサーチ・センターの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設

表フアン二・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設

表カンボジア・アニマル・フリーディング・リサーチ・センターの施設

○国土交通省告示第十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 石原 伸晃

承認番号 特定特殊自動車の名称 承認事業者の氏名又は

NS2-VV イワフジ U-4 岩手県奥州市水沢区野影町敷西5番地1

179 CG イワフジ U-4 " " 承認事業者の住所

NS2-VV CG イワフジ U-4 " " 承認事業者の住所

180 NS2-VV イワフジ CT " " 承認事業者の住所

181 NS2-VV イワフジ CT " " 承認事業者の住所

182 NS2-VV イワフジ CT " " 承認事業者の住所

○国土交通省告示第十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 石原 伸晃

承認番号 特定特殊自動車の名称 承認事業者の氏名又は

NS2-VV シロタ S-15 株式会社シロタ 大阪府門真市東江端町8番3号

183 承認事業者の住所

○国土交通省告示第十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 石原 伸晃

承認番号 特定特殊自動車の名称 承認事業者の氏名又は

NS2-VV KDP-M 株式会社大原鉄工所 新潟県長岡市城田二丁目8番1号

184 承認事業者の住所

○国土交通省告示第十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 太田 昭宏

承認番号 特定特殊自動車の名称 承認事業者の氏名又は

NS2-VV ヤンマ C70A ヤンマ 株式会社 大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

185 承認事業者の住所

○ 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件（平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正		現行	
施設	所在地	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	ヴァニー・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設	カンボジア王国 カンダル州キーン・スヴァイ郡
テイエン・フリー・カンボジア・アニマル・ブリーディング・リサーチ・センターの施設	(略)	テイエン・フリー・カンボジア・アニマル・ブリーディング・リサーチ・センターの施設	(略)
オリエント・カム・カンパニー・リミテッドの施設	カンボジア王国 コンポンチュナン州ローリ・アツプ・イアー郡	(新設)	(新設)
アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーション	(略)	アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーション	(略)

の施設	ヴァニー・バイオリサーチ・コ ーポレーション・リミテッドの 施設	の施設	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	イナリサーチ・フィリピンの 施設	(略)
(削る)	(削る)	サイエンティフィック・プライ メイツ・フィリピナスの施設	(略)
(略)	(略)	ナン町	(略)
(略)	(略)	フィリピン共和国	(略)
(略)	(略)	リサール州	(略)
(略)	(略)	タナイ町	(略)